

県立病院の在り方検討に関する F A Q



資料2-9

さいたまっち

- 皆さんからいただいたご質問について F A Qとしてまとめました。今後の県立病院の在り方を考える上での参考にしてください。
- 質問については随時受け付けておりますので、各病院設置の意見箱や専用のメールアドレス（a5970-10@pref.saitama.lg.jp）にお寄せください。
- この F A Qは職員の皆さんとの勉強会や外部有識者委員会での議論の進展に伴って定期的に更新していきます。

1 経営形態に関する質問

大分類	小分類	質問	回答・見解
地方独立行政法人	総論	独法化することは決定事項なのでしょうか。それとも、現在の地方公営企業法全部適用のまま経営改善が可能であれば、独法化しないという選択肢もあるのでしょうか。	現時点(H30.6)では、完全にニュートラルです。今後、「埼玉県立病院の在り方検討委員会」の議論も踏まえながら、平成30年度中に方針を定めていきたいと考えています。
	総論	独法化する場合、4病院とも同時に独法になるのですか。それとも、独法化しない病院や遅れて独法化する病院はあるのですか。	今後、「県立病院の在り方検討委員会」での議論も踏まえて検討していく必要があると考えています。
	総論	独法化のメリットとデメリットを教えてください。	第2回県立病院の在り方に関する勉強会の資料P14に一覧を掲載していますので、参考にしてください。
	組織・定数	独法化した場合、事務局機能について、法人本部と各病院で持つ機能について、どのように分割するのか。	今後の県立病院の在り方については、今年度中に方向性を決定します。事務局機能などの詳細については、それ以降に決めていきたいと考えています。
	人事・身分	独法化した場合、県立病院間ないし行政部門との人事異動はどうなりますか。	行政部門との人事異動につきましては、制度上、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき県職員が地方独立行政法人職員として勤務することは可能です。一方、地方独立行政法人職員が県へ派遣され、行政部門の職員として勤務する制度はないのが現状ですが、他団体では、県と地方独立行政法人との取り決めで地方独立行政法人職員が県で勤務している例はあります。ただし、県で勤務するとしても、身分は公務員ではないことから、規制行政などの公権力の行使に該当する業務に直接従事することはできません。

大分類	小分類	質問	回答・見解
地方独立行政法人	人事・身分	独法化した場合、身分は公務員ではなくなるのでしょうか。また、公務員ではなくなった場合、採用、昇任、定年制など、人事制度はどうなりますか。	身分は地方公務員ではなくなり、地方独立行政法人の職員となります。採用、昇任、定年制などの人事制度については、法人の独自制度によるものとなります。
	人事・身分	独法化する場合、プロパー化する職種と県職員を派遣する職種はどのような基準で分けるのでしょうか。また、本人の希望は聞いてもらえますか。拒否する権利はありますか。	他県の例では、本人の意向や、県への異動可否（県での勤務課所の存否）、地域的な事情なども踏まえ、原則として職種ごとに分けたようです。身分の決定において、ご本人の意向は大変重要な要素であると認識しています。
	人事・身分	独法化して公務員の身分保障がなくなることで不利益を被ることはありますか。	地方公務員は、地方公務員法で定める事由でなければ、その意に反して、免職されません。一方で、民間企業の従業員の場合、労働基準法や労働契約法等の労働関係法規により雇用が守られています。例えば、労働契約法第16条において、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合は、解雇は無効とされます。また、判例上、経営不振などによる整理解雇の場合、その有効性は①人員削減の必要性②解雇回避の努力③人選の合理性④解雇手続きの妥当性に照らして厳しく判断されることとなります。 なお、地方公務員法においても、組織の改廃に伴う分限免職は規定されています。
	給与・評価	独法化した場合、給与水準や手当はどうなりますか。	地方独立行政法人法において、職員の給与は、職員の勤務成績や、同一または類似の職種の国、地方公共団体の職員、民間企業の従事者の給与の他、法人の業務の実績、職員の職務の特性なども考慮して定めるとされています。 なお、埼玉県が確認した15府県18法人の状況では、給料表を変更したのは2法人のみであり、その2法人も国立病院機構の給料表（国家公務員を参考としたもの）に準拠したとのこと。一方、手当では11法人が新設しています。

大分類	小分類	質問	回答・見解
地方独立行政法人	給与・評価	独法化したら退職手当制度は県の制度を準用しますか。	<p>地方独立行政法人法において、職員の退職手当の支給基準は、同一または類似の職種の国、地方公共団体の職員、民間企業の従事者の給与の他、法人の業務の実績、職員の職務の特性なども考慮して定めることとされています。</p> <p>なお、法律上、県から地方独立行政法人に引き継がれた職員の退職手当については、県における在職期間を地方独立行政法人の在職期間に通算すべきとされています。</p>
	サービス・休暇	独法化した場合、副業やフレックスタイムなど、サービス面はどのように変わりますか。	地方独立行政法人が定める就業規則等によることとなりますが、副業を認めたり、フレックスタイム制を導入したりすることは制度上可能です。
	サービス・休暇	独法化したら労働組合を作り、加入しなければならないのか。	労働組合の結成、労働組合への加入を義務付けている法律はありません。
	保険・年金	独法化した場合、健康保険はどうなりますか。	地方公務員等共済組合法に基づき、引き続き共済組合に加入することとなるため、病気や負傷に対する給付などを地共済から受け取ることができます。
	財務・契約	独法化した場合、新法人はどれだけの負債を引き継ぐのでしょうか。また、新法人には県からどれだけの補助金がもらえるのでしょうか。	<p>権利や義務の継承については、法令の定めるところにより知事が定めるものであり、現時点では、どの程度の負債を引き継ぐのか明確にお答えできません。ただし、法人成立前に県が県立病院の業務に関して発行した地方債で償還前のものは必ず継承することとされています。</p> <p>また、法人への県からの繰入れについては、基本的に現在と同様の交付基準により、運営費負担金が交付されることとなります。</p>

大分類	小分類	質問	回答・見解
地方独立行政法人	経営・業務	独法化したら赤字は解消するのでしょうか。	地方独立行政法人化されれば自動的に経営が改善するわけではありません。いかに制度の持つ利点を最大限に活用できるかにより、経営改善の効果は変わってくると考えています。
	経営・業務	独法化した後、経営が悪化して経営継続が難しくなった場合、病院の廃止はあり得るのでしょうか。	県立病院には県民に高度専門医療を提供するという使命あるため、病院の廃止は考えていません。しかし、多額の税金による繰入れにより運営しているのも事実であり、独法化の有無にかかわらず、経営改善への不断の取り組みが求められています。
	経営・業務	独法化した場合、赤字解消のため採算性の悪い患者さんの受け入れを制限することはあり得るのでしょうか。	県立病院は、全県を対象とした高度専門医療を提供するとともに、政策医療・不採算医療を実施しています。県立病院の本来の理念をしっかりと守り、県民に適切な医療を提供していくのが県立病院の役割だと考えています。仮に独法化したとしても、この考えは変わりません。
	他団体	独法化について、うまくいった団体の事例とうまくいかなかった事例を教えてください。	第2回県立病院の在り方に関する勉強会の資料P 11、12に2団体の事例を掲載していますので、参考にしてください。

2 在り方の検討に関する質問

大分類	小分類	質問	回答・見解
在り方の検討全般	有識者委員会	外部有識者委員会について、病院側の意見を伝える機会がありますか。	意見箱やメールでお寄せいただいたご意見を外部有識者委員会へ報告し、職員目線での議論も深めていただけるように活用させていただきます。なお、外部有識者委員会の資料や議事録につきましては、県HPに掲載します。
	スケジュール	在り方検討の流れについて教えてください。また、いずれかの段階でパブリックコメントも実施するのでしょうか。	県立病院の在り方を検討する上で、患者の皆様や県民の皆様から広く意見を聞くことは非常に大切なことと考えています。皆さんとの勉強会や外部有識者委員会での議論を踏まえ、ある程度方向性が見えてきた段階でパブリックコメント等何らかの方法で広くご意見を伺いたいと考えています。
	スケジュール	各病院への情報提供について、どれくらいの頻度で、どのようにして行われるのでしょうか。	勉強会の資料はサイボウズ等の院内コミュニケーションツールに、外部有識者委員会の資料・議事録は県HPに掲載します。また、毎月発行している「スタッフ通信」に委員会や勉強会の様子などを掲載していきます。また、ご質問への回答は、FAQの形で院内コミュニケーションツールに掲載します。
	スケジュール	外部有識者委員会での議論の流れを教えてください。また、病院職員からの意見は、いつ外部有識者委員会に届けられるのでしょうか。	平成30年度中に、5回程度委員会を開催し、病院事業管理者に対して委員会での検討結果を報告いただく予定です。委員会の流れとしましては、第2回までに県立病院の現状や課題について共有した上で、第3回以降に県立病院の役割や最適な経営形態の方向性について議論いただくことを想定しています。 皆さんからいただいたご意見につきましては、8月末に予定している第3回の委員会で報告することを考えています。
	スケジュール	仮に今年度独法化する方針が決定したとして、来年度からすぐに独法化するのですか。	最適な経営形態の方向性については、今年度中に県としての方針を決定する予定です。仮に独法化するとの方針が決まった場合、他県の状況を見ると2年程度の時間をかけて給与制度の整備等や中期計画の策定等の事務作業を行っております。